新さっぽろ駅周辺地区
景観まちづくり指針







札幌市まちづくり政策局都市計画部

【決定番号第6号】
決定　令和3年3月23日（告示第1732号）
変更　令和8年11月2日（告示第4144号）

はじめに

地域ごとの魅力的な景観は、札幌市全体の良好な景観を形成するうえで重要な要素であるとともに、地域に対する愛着や誇りを育むことのできる地域の資産でもあります。しかしながら、平成27年度に実施した市民アンケートでは、札幌市全体の景観の印象について約8割の市民が魅力があると回答したのに対し、この質問を居住している地域に限ってしたところ、その割合は5割強に留まっているという結果となりました。

そこで、札幌市では、平成29年（2017年）2月に策定した札幌市景観計画において、地域住民等が主体的に関わる「景観まちづくり※」を推進していくことを定めるとともに、景観まちづくりを支える仕組みの1つとして、景観まちづくりの方向性などについて市民・事業者等との協働により検討した内容を札幌市景観条例に基づく指針として位置づける「景観まちづくり指針」の制度を創設しました。これに基づき「新さっぽろ駅周辺地区景観まちづくり指針」の策定までに、5つの地区で景観まちづくり指針が策定され、運用されています。

6つめの景観まちづくり指針となる「新さっぽろ駅周辺地区景観まちづくり指針」についても、他の地区における景観まちづくり指針と同様に、ワークショップやアンケートなどを行いながら、地域の皆さまと協働で作成したものです。

この指針を活用・尊重することで、地域の皆さまが主体となった景観まちづくりの取組の更なる発展や、新さっぽろ駅周辺地区の魅力的な景観の形成につながることが期待されます。

※景観まちづくり

市民・事業者等が関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けて取り組むこと（札幌市景観計画）

目　次

1．　目的と位置付け …… 1
（1）景観まちづくり指針策定の目的 …… 1
（2）位置付け …… 2

2．　対象区域（景観まちづくり推進区域） …… 4
（1）対象区域 …… 4
（2）地域の景観資源 …… 5

3．　目標・方針 …… 6
（1）景観まちづくりの目標 …… 6
（2）景観まちづくりの５つの方針 …… 7

4．　良好な景観の形成のための基準 …… 9

5．　届出の手続き …… 19
（1）届出対象行為 …… 19
（2）届出が除外となる行為 …… 19
（3）公共事業 …… 19
（4）経過措置 …… 20
（5）届出の流れ …… 20

6．　良好な景観の形成に資する活動 …… 21

● **参考資料 …… 22**

1．目的と位置付け

（１）景観まちづくり指針策定の目的

新さっぽろ駅周辺地区は、札幌都心部から東南東約11kmに位置し、大規模な商業施設や公共施設が集積するとともに、地下鉄・JR・バスネットワークなどが充実した交通結節点として、高い利便性が保たれています。

当地区は1971（昭和46）年策定の「札幌市長期総合計画」において副都心として位置付けられ、その翌年に策定された「厚別副都心開発基本計画」に基づいた開発が行われてきました。

1989（平成元）年に白石区から分区し、新たに「厚別区」が誕生すると、厚別区の中心として、区役所・区民センターなどの公共施設に加え、大規模な商業・業務施設、青少年科学館などの文教施設、医療施設、名店街などの飲食店、さらに周辺には戸建住宅や集合住宅が立地するなど、多様な機能が集積し、多様な人が行き交う地区となりました。

また地区内には、地域コミュニティの核として、科学館公園やふれあい広場あつべつ、野津幌川などのみどり豊かな空間が点在し、住民による清掃活動や植栽活動、厚別区民まつりを始めとした地域のお祭りが催されるなど、個性とにぎわいが感じられる街並みが形成されています。

このような特徴を持つ当地区は、札幌市まちづくり戦略ビジョンにおける「地域交流拠点※」に位置付けられ、2015（平成27）年には当地区のまちづくりの方向性を示すものとして「新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画」が策定されるとともに、2018（平成30）年には、当地区内における土地利用の方針を定めた「新さっぽろ駅周辺地区地区計画」が決定されました。

本指針は、これら計画に基づきまちが大きく変わる機会を捉えて、新さっぽろ駅周辺地区の地域特性に応じた魅力的な景観の形成を図ることを目的として定めるものです。この指針を地域住民・事業者・行政等が共有し、その実現に向けて相互に連携して取り組むことを目指します。

※地域交流拠点

交通結節点である主要な地下鉄・JR駅の周辺で、都市基盤の整備状況や機能集積の現況・動向などから、地域の生活を支える主要な拠点としての役割を担う地域のほか、区役所を中心に生活利便機能が集積するなどして区の拠点としての役割を担う地域。（札幌市まちづくり戦略ビジョン）

（２）位置付け

① 根拠条例等

本指針は、札幌市景観条例第42条の4に規定する「地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針」として定めるものです。

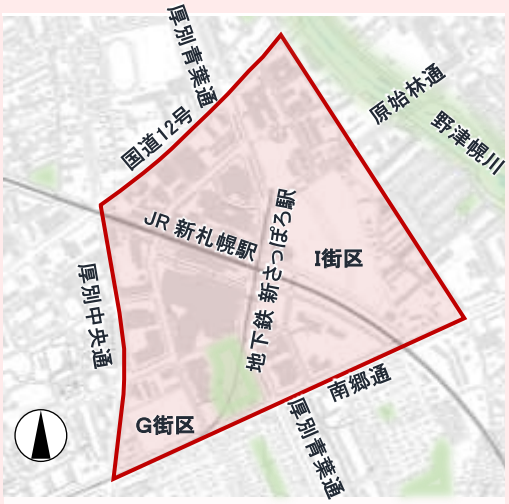
② 関連する計画との連携

新さっぽろ駅周辺には、以下の計画が先行して定められています。本指針は、これらの計画の区域（それぞれ下図参照）を含む区域における景観形成の方向性等を整理することにより、これらの計画と連携したまちづくりを進めます。

ア　新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画

2015（平成27）年に策定した「新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画」は、都市機能の集積、歩行者ネットワークの充実などを図り、「魅力あふれる新さっぽろ駅周辺地区の再構築」を進めることとしています。

その中で、まちづくりの踏まえるべき視点として「既存の街並みと調和した質の高い魅力ある都市空間の形成を目指し、地区の活性化やにぎわいを創出する景観形成を誘導」することを掲げています。



新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画の
まちづくり重点エリア

イ　新さっぽろ駅周辺地区地区計画

2018（平成30）年に決定した「新さっぽろ駅周辺地区地区計画」は、都市計画法に基づき適切な土地利用を誘導することで、「新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画」に示されたまちづくりの実現を進め、地域交流拠点として「にぎわい」と「つながり」のある質の高い複合市街地の形成を図ることとしています。

また、地区計画の区域全体に対する土地利用の方針として「新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画」と同様に「既存の街並みと調和した質の高い魅力ある都市空間の形成を目指し、地区の活性化やにぎわいを創出する景観形成を誘導する」ことを掲げています。



新さっぽろ駅周辺地区地区計画の区域

③ 策定までの経緯

本指針は、以下に示すとおり、新さっぽろ駅周辺地区の地域住民・事業者等と札幌市が意見交換などを重ねながら協働で内容を検討し、策定したものです。

平成30年7月10日 **第1回ワークショップ**	・新さっぽろ駅周辺地区の魅力ってなんだろう？
平成30年10月17日 **第2回ワークショップ**	・〇〇年後のまちの景観を想像（創造）しよう！
平成30年12月17日 ～平成31年1月16日 **アンケート**	・新さっぽろ駅周辺地区にお住まいの方へアンケート調査
平成31年3月6日 **第3回ワークショップ**	・〇〇年後のまちの景観を共有しよう
令和元年8月3日 **まち歩き**	・地域の子どもたちと一緒にまち歩きを行い、地区の魅力を再発見 （新さっぽろまち歩きBINGO）
令和元年8月16日 ～令和元年8月30日 **地区外アンケート**	・厚別区内にお住まいの方へアンケート調査
令和元年9月18日 **第４回ワークショップ**	・地区の魅力を高めるまちなみのルールと活動を考えよう
令和元年10月28日 ～令和元年11月10日 **地区内アンケート**	・新さっぽろ駅周辺地区の景観まちづくり指針策定に向けたアンケート
令和元年12月18日 **第５回ワークショップ**	・景観まちづくり指針（素案）の内容を考えよう
令和２年2月3日 ～令和２年2月17日 **意見募集**	・地区にお住まいの方、地区で事業を営んでいる方等を対象に、景観まちづくり指針（素案）に対する意見募集
令和３年3月	景観まちづくり指針（最終案）の内容の確定
令和３年3月	札幌市景観審議会への意見聴取
令和３年3月	札幌市景観条例に基づく、景観まちづくり指針として策定・告示

④ 指針の見直し

本指針は、地域における建築動向やまちづくりの機運の高まりなど、新さっぽろ駅周辺地区を取り巻く状況の変化に応じ、内容を見直すことができます。

2．対象区域（景観まちづくり推進区域）

（１）対象区域

本指針の対象区域（「景観まちづくり推進区域」）は、「新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画」におけるまちづくり重点エリアに加え、本指針の策定向けた意見交換会での地域の意見を踏まえ、厚別中央通、国道１２号、南郷通及び野津幌川に囲まれた下図の範囲※とします。



※　この指針における対象区域は、それぞれの道路・河川の中心線で囲まれた範囲としますが、例えば道路の場合、中心線にとらわれず、道路区域を一体として景観まちづくりの取組が展開されることを想定しています。

（２）地域の景観資源

指針の策定に向けて行った地域住民等との意見交換会等では、新さっぽろ駅周辺地区の景観を特色づけており、今後の景観づくりで生かしていきたい資源として、以下のようなものが挙げられました。



地域の花植え活動



原始林通から駅方面を見る

町内会や企業、学校などが連携した花植え活動がある。

ホテルエミシアは地域のシンボル

原始林通は、地域のシンボルが見える大切な通り。プラタナスの並木がある。夜間景観もきれい。

野津幌川は地域にとって身近な水辺空間。地域の方が、清掃活動や花壇の手入れを行っている。

名店街は夜の賑わいがある。

名店街の周辺

野津幌川沿いの花壇

「科学館公園」や「ふれあい広場あつべつ」は、賑わいの中心

電車が見える風景は地域に親しまれている。



科学館公園



ふれあい広場あつべつ（イベント時）



電車が見える風景

3．目標・方針

（１）景観まちづくりの目標

多様な個性が際立ち、つながり、
響きあう厚別副都心
～住む人も 来る人も 心 温まるまち～

かつて低湿地帯だった新さっぽろ駅周辺は、戦時中に厚別弾薬庫が開設されるなどの歴史を経て、大きくまちの姿を変えてきました。

1989（平成元）年に札幌市の新たな区として誕生した「厚別区」の中心であるこの地区は、大規模な商業施設や公共施設に加え、周辺に住宅が集積するなど厚別副都心としての個性と、地下鉄・JR・バスなどが重層的に配置された交通結節点としての個性が共存する、多様な個性を持つ特徴的な街並みを形成しています。

またこのまちは、多様な人が暮らし、訪れ、行き交うまちであり、地域住民・事業者等の植栽活動や環境美化活動、お祭り、地区の文化や歴史を学ぶ催しなどが行われています。このような活発な地域活動も、この地区の大きな特徴です。

こうした特徴を踏まえ、街並みやみどり、人の営みなどの多様な個性が響きあい、つながりを育むことで、まちの魅力をより高めるとともに、住む人や訪れる人など、誰にでも優しく、安心して快適に過ごせるまちを目指します。







（２）景観まちづくりの５つの方針

当地区の目標を実現するために、以下の5つの方針を定めます。

1 それぞれの街並みに一体感が生まれる景観まちづくり

2 身近なみどりが、うるおい・やすらぎを感じさせる景観まちづくり

3 明るく清潔感のある、安全・安心をはぐくむ景観まちづくり

4 おもてなしの拠点となる景観まちづくり

5 にぎわいと交流が生まれる景観まちづくり

1 それぞれの街並みに一体感が生まれる景観まちづくり

当地区には、JR・地下鉄駅の周辺のように地域交流拠点として地域の「顔」となる場所や、住宅が連なる場所など、異なる個性を持つ多様な街並みが形成されています。

それぞれの街並みの特徴を捉え、周辺との連なりを意識して、建物の色彩を整えたり、植栽をしつらえたりすることで、それぞれの街並みの個性を生かしながらも、一体感が生まれる景観まちづくりを目指します。





2 身近なみどりが、うるおい・やすらぎを感じさせる景観まちづくり

科学館公園や野津幌川のみどり、原始林通の街路樹、地域の植栽活動によって生み出されたみどりなど、地区内にあるみどりの空間を保全し、各々が身近な場所をみどりで演出することで、うるおい・やすらぎが感じられる景観まちづくりを目指します。



3 明るく清潔感のある、安全・安心をはぐくむ景観まちづくり

多様な機能が集積する当地区では、子どもからお年寄りまで様々な世代が行き交います。

誰もが昼夜問わずに、心地よくまちで過ごせるよう、明るく清潔感があり、安全・安心をはぐくむ景観まちづくりを目指します。



4 おもてなしの拠点となる景観まちづくり

まちを訪れる人を心地よく迎え入れる、おもてなしの拠点となる景観まちづくりを目指します。

交通結節点であり、江別市や北広島市などの後背圏を支える拠点としての特徴に加え、高い利便性を持ち、地区内外から多くの人が訪れる地区の特徴を踏まえ、誰にでも分かりやすく、歩きたくなる空間づくりを意識します。



5 にぎわいと交流が生まれる景観まちづくり

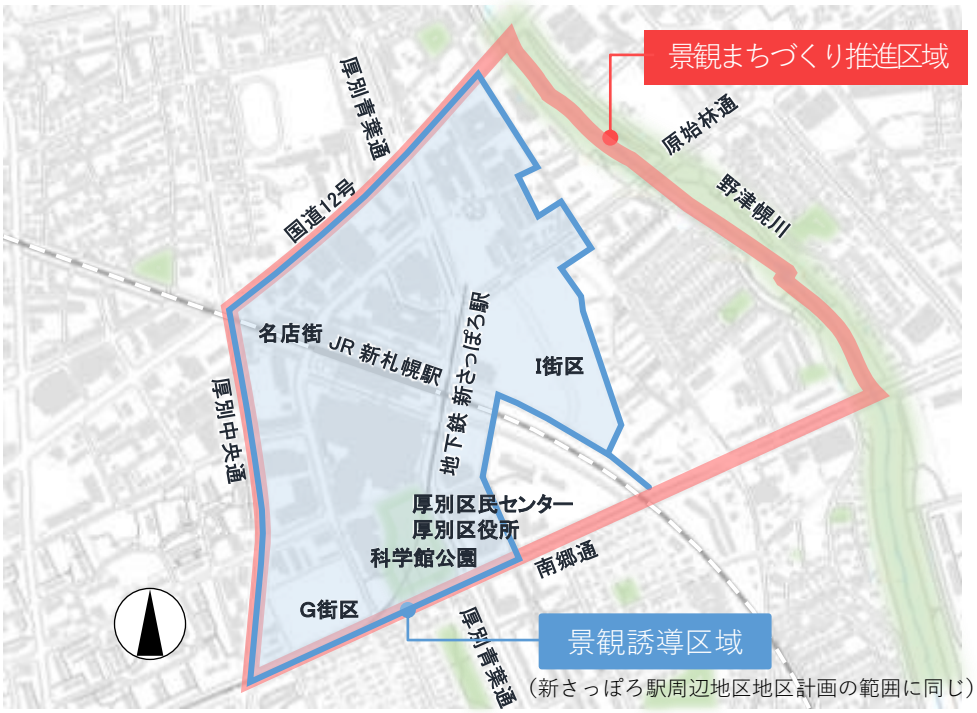
当地区では地域のお祭りや催しなど、各コミュニティによる様々な活動が行われるとともに、地区内の再整備をきっかけとした新たな人の関わりなども含め、地区内外から多くの人が訪れます。

このような特徴を捉え、誰もが気軽に憩うことができる空間づくりを誘導することで、多様な人が行き交い、にぎわいや交流が生まれる景観まちづくりを目指します。



4．良好な景観の形成のための基準

「3.目標・方針」を踏まえ、「景観まちづくり推進区域」における良好な景観形成のための基準を定めます。また、「景観まちづくり推進区域」のうち「新さっぽろ駅周辺地区地区計画」の対象区域を「景観誘導区域」に指定し、よりきめ細かな基準を定めることで、地区計画と連携したまちづくりを進めます。



「景観まちづくり推進区域」の基準※

方針	基準	解説ページ
それぞれの街並みに一体感が生まれる景観まちづくり	建築物等は、街並みの一体感に配慮した色彩・しつらえとなるよう努めましょう。	11
	広告物・案内サインは周辺の景観に配慮した色彩とし、質の高いデザインとなるように努めましょう。	12
身近なみどりが、うるおい・やすらぎを感じさせる景観まちづくり	建物まわりの緑化に努めましょう。	14
明るく清潔感のある、安全・安心をはぐくむ景観まちづくり	夜間の歩行者等の安全性を向上させるため、屋外照明を点灯するよう努めましょう。	15
	建築物等のセットバックなどにより、ゆとりある空間の創出に努めましょう。	15

※上記のほか、札幌市全域における基準（景観計画区域における景観形成基準）についても、当地区の基準の1つとなります。

「景観誘導区域」の基準※

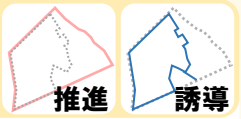
方針	基準	解説ページ
それぞれの街並みに一体感が生まれる景観まちづくり	建築物等は、街並みの一体感に配慮した色彩・しつらえとなるよう努めましょう。	11
	広告物・案内サインは周辺の景観に配慮した色彩とし、質の高いデザインとなるように努めましょう。	12
	周辺の花やみどりとの一体感を意識して緑化しましょう。	13
身近なみどりが、うるおい・やすらぎを感じさせる景観まちづくり	建物まわりの緑化に努めましょう。	14
	建築物のアプローチはみどりでにぎわいを演出しましょう。	14
明るく清潔感のある、安全・安心をはぐくむ景観まちづくり	夜間の歩行者等の安全性を向上させるため、屋外照明を点灯するよう努めましょう。	15
	建築物等のセットバックなどにより、ゆとりある空間の創出に努めましょう。	15
	簡易な広告物・案内サインを設置する場合は、歩行空間の安全性に配慮しましょう。	15
おもてなしの拠点となる景観まちづくり	広告物・案内サインは、様々な人が訪れる地域の特性を踏まえ、誰にでも分かりやすいデザインとしましょう。	16
	敷地の通りに面する部分は、やすらぎや憩いを感じられるようなしつらえとしましょう。	16
にぎわいと交流が生まれる景観まちづくり	建築物の一階部分は、屋内のにぎわいや気配が通りまでつながるように配慮しましょう。	17
	店舗などでは、夜間のにぎわいや、魅力的な空間の演出に配慮した照明としましょう。	17
	新たな開発に伴い整備される、地域のにぎわいの核となるような広場では、人の交流や滞留につながる空間づくりを行いましょう。	18

※ピンク色で網掛けされた基準は、景観まちづくり推進区域の基準を再掲したものです。
※上記のほか、札幌市全域における基準（景観計画区域における景観形成基準）についても、当地区の基準の1つとなります。

1 「それぞれの街並みに一体感が生まれる景観まちづくり」に関する基準

①建築物等は、街並みの一体感に配慮した色彩・しつらえとなるよう努めましょう。

建築物・工作物



＝解説＝

・建築物等の色彩は、街並みに一体感を持たせるための重要な要素です。建築物等の色彩を選定する際は、周囲の景観に配慮し、過度に鮮やかな色彩は避けるよう努めましょう。また、アクセントカラーを用いる場合は、華美になりすぎないよう努めましょう。



建物等の色彩や素材感への配慮

・街並みの一体感と連続性を生む手法として、建築物等の高さや壁面の位置等を周囲と揃えるということも考えられます。建築物の新築を行う際は、これらに配慮したしつらえとするよう努めましょう。

検討のポイント

①「向こう三軒両隣」を意識しましょう。

＊俗に言う「向こう三軒両隣」は、景観における意識の持ち方についての重要なキーワードです。初めに計画建物の両隣を意識し、少し離れた地点から同時に眺めて全体の調和がとれるように考えましょう。次に、通りから向かい側の建物も同時に眺めて考えましょう。

②「札幌の景観色70色」を活用しましょう。

＊札幌市では、建築物等の色彩計画に活用していただくため、誰もが綺麗と感じる魅力ある札幌の色彩として「札幌の景観色70色」を定めています。色彩を選定する際は「札幌の景観色70色」を活用することも検討しましょう。



札幌の景観色70色【第二版】

②広告物・案内サインは周辺の景観に配慮した色彩とし、質の高いデザインとなるように努めましょう。

広告物・案内サイン　推進　誘導

＝解説＝

・広告物や案内サインを掲出するにあたっては、周囲の景観に配慮した配置、大きさ、色彩、素材、配色とし、質の高いデザインとなるよう努めるとともに、長期間使われることを考慮し、適切な維持管理を行いましょう。

・また複数の広告物を掲出する場合は、広告物の集約化を図るとともに、デザインの一体感などに配慮するよう努めましょう。





周辺に配慮した色彩とした、質の高いデザイン

検討のポイント

①色彩の彩度の配慮

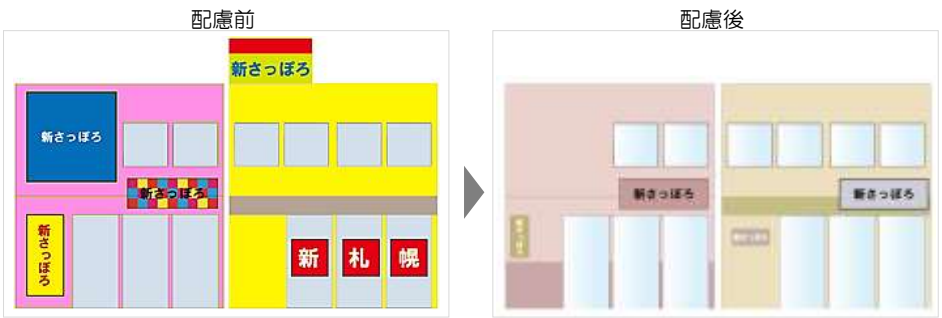
＊高彩度色や原色、発色が良い色彩は使用面積を抑えたり、彩度を落としたりしましょう。



(1)(2)：面積の大きな「地」を落ち着いた色彩に
(3)：鮮やかな色彩を用いる場合、面積を小さくする

②街並みへの配慮

＊「向こう三軒両隣」を意識して、広告物の高さ、大きさ、色彩などが周囲の景観と違和感が生じないように配慮しましょう。



隣接する建築物との間で、広告物の位置や数、色彩を調整した例

③周辺の花やみどりとの一体感を意識して緑化しましょう。

花・みどり　推進　誘導

＝解説＝

・地区内の花やみどりがつながることで、街並みに一体感が生まれます。科学館公園や野津幌川など、地区のみどり豊かな空間がつながるよう、通りに面する敷地部分を緑化することで、地区内のみどりのつながりを生み出しましょう。



地域の活動「国道12号花いっぱいプロジェクト」により植えられたマリーゴールド



通りに面する部分を緑化することでみどりのつながりを生み出す





科学館公園周辺のみどり



野津幌川や開拓の村方面につながる原始林通のみどり



野津幌川のみどり

2 「身近なみどりが、うるおい・やすらぎを感じさせる景観まちづくり」に関する基準

①建物まわりの緑化に努めましょう。

花・みどり　推進　誘導

＝解説＝

・身近にある花やみどりは、まちにうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な資源です。地区の中で花やみどりを身近に感じられる魅力的な街並みとなるよう、建物外構部や駐車場などの緑化に努めるとともに、その環境が保たれるよう適切な維持管理を行いましょう。





建物まわりの緑化

②建築物のアプローチはみどりでにぎわいを演出しましょう。

花・みどり　推進　誘導

＝解説＝

・多様な人が訪れる場所は、その地区のイメージを印象付けるうえで重要となります。建物の主要な出入口へのアプローチなどを植樹やプランターなどのみどりで演出することで、人を引き込む魅力的な空間を創出するとともに、その環境が保たれるよう適切な維持管理を行いましょう。

・プランターなどを設置する際には、出入りする人の安全に十分配慮して設置するとともに、色彩や素材について、周辺の景観へ配慮したものとしましょう。







建築物のアプローチはみどりで演出

3 「明るく清潔感のある、安全・安心をはぐくむ景観まちづくり」に関する基準

①夜間の歩行者等の安全性を向上させるため、屋外照明を点灯するよう努めましょう。

夜間景観　推進　誘導

＝解説＝

・夜間の安全性を向上させるため、通りに面して屋外照明を設置し、点灯時間を考慮しつつ可能な限り点灯するように心がけましょう。なお、屋外照明は消費電力の少ないものとするなど、省エネルギーにも配慮しましょう。



歩行者等の安全性を向上させるため屋外照明を点灯

②建築物等のセットバックなどにより、ゆとりある空間の創出に努めましょう。

オープンスペース　推進　誘導

＝解説＝

・通りに面したゆとりある空間は、快適な歩行空間を創出するとともに、住宅地においては、プライバシーや緑化空間、雪の堆積場所の確保につながります。また店舗などでは、看板等を設置する空間の確保につながります。



建築物をできる範囲で後退し、ゆとりある空間を創出

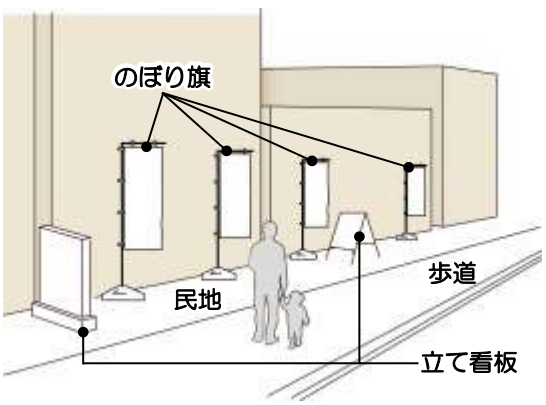
・建築物等を建てる際は、敷地境界からできる範囲で建物を後退させるよう努めましょう。

③簡易な広告物・案内サインを設置する場合は、歩行空間の安全性に配慮しましょう。

広告物・案内サイン　推進　誘導

＝解説＝

・立て看板やのぼり旗等の簡易な広告物・案内サインは、人が行き交う場所に掲出されることが多いため、通行の妨げとなる可能性があります。これらの簡易な広告物を設置する際は、関係法令を遵守したうえ、歩行者の安全に十分配慮した場所に設置することとし、周囲の景観に配慮したデザインとしましょう。



簡易な広告物は、歩行者の安全に十分配慮する

4 「おもてなしの拠点となる景観まちづくり」に関する基準

①広告物・案内サインは、様々な人が訪れる地域の特性を踏まえ、誰にでも分かりやすいデザインとしましょう。

広告物・案内サイン　推進　誘導

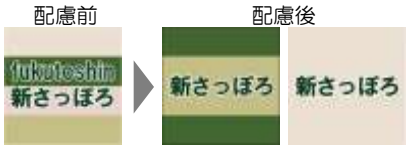
＝解説＝

・多様な人が行き交う場所では、誰もが分かりやすく移動しやすい空間とすることが重要です。掲出する広告物や案内サインは、様々な人の目に触れることを意識し、誰にでも分かりやすいデザインとしましょう。

検討のポイント

①色数や文字量の配慮

＊広告物・案内サインに使用される色数や文字量が多くなりすぎないように配慮し、文字が大きくシンプルで見やすい広告物となるようにしましょう。



色数や文字量を減らし、見やすい印象に

②情報を集約する

＊複数の広告物・案内サインや多数の情報を掲出する場合には、必要な情報が見つけやすくなるように、情報の集約を図りましょう。


情報の集約化

②敷地の通りに面する部分は、やすらぎや憩いを感じられるようなしつらえとしましょう。

オープンスペース　推進　誘導

＝解説＝

・誰もが気軽に立ち寄ることができ、やすらぎや憩いを感じられる空間は、まちの魅力を高めるための重要な要素です。通りに面する店舗などでは、憩いの空間が生み出されるよう、滞留空間を設けるとともに、ベンチの設置や、花・みどりでの演出を行いましょう。



民地内でベンチ等設置

セットバック（後退）による空間の確保


セットバック部分へのベンチや植栽の設置

5 「にぎわいと交流が生まれる景観まちづくり」に関する基準

①建築物の一階部分は、屋内のにぎわいや気配が通りまでつながるように配慮しましょう。

建築物・工作物　推進　誘導

＝解説＝

・歩行者の目線と同じ高さとなる建物の一階部分は、街並みのにぎわいを生み出すうえで重要な要素です。建物内のにぎわいや温かみ（気配）が街並みに表れるよう、通りに面して開放的なしつらえとし、街並みの活気につながるようにしましょう。



通りに面した開放的なしつらえ

②店舗などでは、夜間のにぎわいや、魅力的な空間の演出に配慮した照明としましょう。

夜間景観　推進　誘導

＝解説＝

・建物の窓から漏れるあかりや、夜間の雰囲気を演出する屋外照明は、ぬくもりやにぎわいが感じられる夜間景観を創出する上で重要な要素です。店舗や飲食店などでは、屋内外に効果的に照明などを設置しましょう。

・なお建物敷地内に設置する屋外照明は、夜間の安全に十分配慮するとともに、人を引き込む魅力的な空間となるよう心掛けましょう。





夜間のにぎわいや魅力的な空間の演出

③新たな開発に伴い整備される、地域のにぎわいの核となるような広場では、人の交流や滞留につながる空間づくりを行いましょう。



＝解説＝

- 地区内にある「科学館公園」や「ふれあい広場あつべつ」のように、人が集う空間は、まちのにぎわいを生み出し、人の暮らしや営みに彩りを与えます。
- 地域のにぎわいの核となるような広場を整備する場合は、多様な人の交流や滞留を促す空間になるよう配慮するとともに、良好な空間が保たれるよう適切な維持管理を行いましょう。



地域の核となるような広場イメージ

5．届出の手続き

（１）届出対象行為

「景観誘導区域」については、景観計画区域における届出対象行為※に加え、下記の行為に該当する場合にも札幌市に届出（国又は地方公共団体が行う行為は通知）が必要となります。なお、届出対象行為を行う敷地の一部が「景観誘導区域」の内外にわたる場合についても、届出の対象となります。

※景観計画区域における届出対象行為　札幌市景観計画又は景観計画区域のパンフレットをご覧ください。

【景観誘導区域において追加される届出対象行為】

広告物に関する行為

- 表示面積が10平方メートルを超える屋外広告物などの掲出、移転又はその内容の変更をしようとする場合（ただし、札幌市屋外広告物条例第3条第1項又は第4条第1項の規定による許可が必要なものに限る。）

（２）届出が除外となる行為

「景観誘導区域」において（1）の届出対象行為に該当する場合であっても、下記に該当する場合には届出が除外されます。

【景観法第16条第7項に掲げる行為】

- 通常の管理行為、軽易な行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為　など

【その他】

- その他景観の形成に影響を及ぼさないと市長が認める行為

（３）公共事業

札幌市などが行う事業において、法や条例などで届出対象行為とならないものについても、この指針を踏まえるものとします。

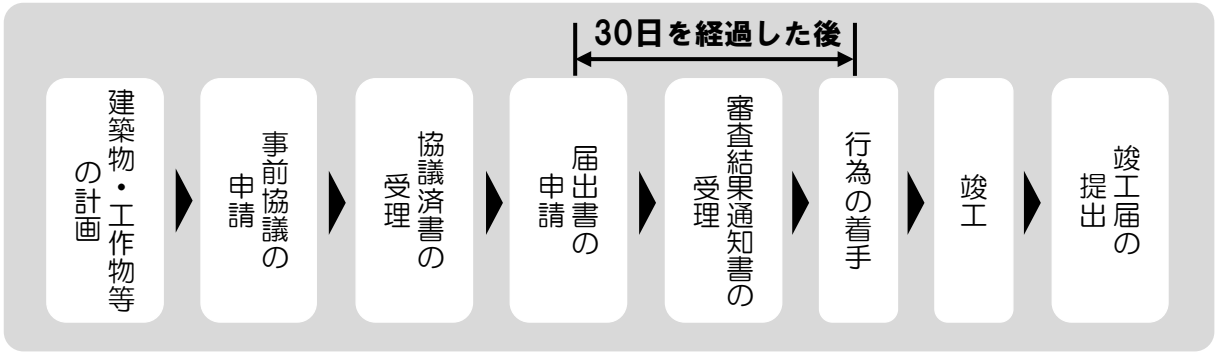
（４）経過措置

本指針で定める届出は、本指針の施行日（令和３年４月１日）から90日を経過した時点において、すでに着手している（1）の届出対象行為については適用を除外します。

（５）届出の流れ

「届出対象行為」に該当する行為を行おうとする者は、行為の着手30日前までに、届出を行う必要があります。

より良い景観形成を図るために、企画構想・基本計画の段階から計画の内容について事前に協議するようお願いします。



6．良好な景観の形成に資する活動

地域特性に応じた魅力的な景観を形成していくためには、基準を定め、守っていくだけでなく、地域住民や事業者等による主体的な取組の積み重ねが大切です。

以下に示す活動は、これまで地域住民・事業者等が主体的に取り組んできた、または、今後取り組んでみたい活動を、意見交換会の意見や、アンケートの結果等に基づいて整理したものです。

札幌市は、これらの活動を「良好な景観の形成に資する活動」（地域住民・事業者等が主体的に行う活動で、地域特性に応じた魅力的な景観の形成につながるもの）であると捉え、地域のニーズを踏まえた支援を行っていきます。

おもてなし

- マルシェやオープンカフェの実施
- 見どころマップの作成などによる地域の情報発信
- ランタンやアイスキャンドルによる夜の景観の演出

地域の環境整備

- 地域のごみ拾い活動やポイ捨てをしない意識づくり
- ベンチや遊具のペンキ塗り
- 花壇やまちのシンボルとなる場所の緑化活動

景観学習

- 景観に関わる勉強会や意見交換会の開催
- 新さっぽろのまちの色やアイコン、花・樹木などをみんなで決める
- まちの歴史やまちづくり活動を知るための勉強会の開催










（新さっぽろ駅周辺で行われている活動の一例）

参考資料

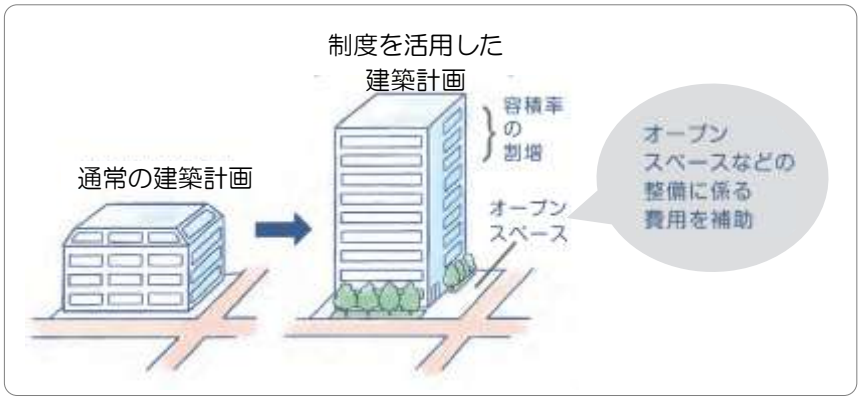
１　質の高い空間づくりを支える制度　・・・・・　23
２　まちづくり活動を支える制度　・・・・・・・　24

1　質の高い空間づくりを支える制度

札幌市では地域交流拠点等において、民間の力を引き出しながら個別の都市開発による建替え更新を促進し、その開発計画の内容をきめ細かく誘導・調整して、質の高い空間づくりを進めるため、地域交流拠点等開発誘導事業を運用しています。

この事業では、拠点開発誘導区域内（下図参照）で、快適な歩行空間や、にぎわい・交流が生まれる滞留空間の創出、多くの人々の生活を支える都市機能の導入などの取組を行う都市開発を、容積率の割増や事業費に対する補助により支援します。

※容積率の割増や事業費の補助を受けるための要件など事業の詳細については、札幌市のホームページをご参照下さい。
（http://www.city.sapporo.jp/keikaku/kyoten/yudojigyo.html）



【地域交流拠点等開発誘導事業を活用した建築イメージ】



【新さっぽろ駅周辺の拠点開発誘導区域】

※制度の内容は変更となる可能性がありますので、ホームページ等で必ず最新の情報を確認してください。

2　まちづくり活動を支える制度

札幌市では、地域の魅力向上につながる取組やまちづくり活動を支える支援制度を運用しています。

①札幌市景観まちづくり助成金

地域の良好な景観づくりにつながる活動などに対して、その活動経費の一部を助成する制度です。

※制度の詳細については、札幌市のホームページをご参照ください。
（http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/josei/keimatijosei.html）

主な対象事業	①地域の景観上の課題等の把握またはその解決に向けた検討・取組等 ②景観に関する市民の意識醸成が期待できる活動
助成額	下記のいずれかを選択 ・定額助成金：助成対象経費の合計額以内かつ5万円以下 ・定率助成金：助成対象経費の合計額の2/3以内かつ30万円以下

②さぽーとほっと基金

さぽーとほっと基金は、市民や企業からの寄付を札幌市が募り、町内会・ボランティア団体・NPOなどが行うまちづくり活動に助成することで、市民や団体などのまちづくり活動を支える制度です。

※基金の詳細については、札幌市のホームページをご参照ください。
（http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/index.html）

※これらの制度の内容は変更となる可能性がありますので、ホームページ等で必ず最新の情報を確認してください。

写真の出典について

この指針の写真の一部は、写真を通して新さっぽろの魅力を再発見し、まちづくり活動につなげていこうと平成22年度から開催している「みんなの！新さっぽろフォトコンテスト」の入賞・入選作品を使用しています。

このコンテストは、厚別区役所、株式会社札幌副都心開発公社、北星学園大学の共催で行われ、産学官の連携によりコンテストの企画、運営、審査、展示まで三者が協力しています。



第１回（平成22年開催）の入賞作品
〈表紙、8ページに使用〉



第３回（平成24年開催）の入選作品
〈17ページに使用〉

SAPPORO

新さっぽろ駅周辺地区
景観まちづくり指針

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目
電話：011-211-2545　FAX：011-218-5113
URL：http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/machizukuri/katudou/shinsapporo.html
E-Mail：keikan@city.sapporo.jp

さっぽろ市
01-B03-26-2172
R8-1-139